平成２５年（フ）第４１号
滋賀県長浜市平方町811番地
破産者　有限会社三澤電化
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第４４７５号
大阪府茨木市東福井３―35―16、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区豊崎４丁目12番１号
破産者　株式会社ケアリー
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３４号
熊本市東区東京塚町17番７号
破産者　有限会社くまもと浦田商会
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６５３号
福岡県大野城市川久保１丁目17―10
破産者　株式会社第一基礎設計
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８９号
釧路市緑ケ岡２丁目36番地８
破産者　株式会社バンビーノ
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第８７０号
東京都福生市熊川1315熊川アパート１―103
破産者　有限会社松尾電工
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８７１号
東京都福生市大字熊川1315番地都営熊川アパート１―103
破産者　松尾　輝昭
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８７２号
東京都福生市大字熊川1315番地都営熊川アパート１―103
破産者　松尾　悦子
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８９７号
東京都八王子市叶谷町1624番地の28
破産者　有限会社亀田電業社
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８９８号
東京都八王子市叶谷町1624番地28
破産者　亀田　國昭
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４９８号
横浜市磯子区杉田６丁目23番５号
破産者　泰生電気株式会社
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９２０号
横浜市戸塚区上矢部町1404番地
破産者　有限会社快建
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５６号
滋賀県甲賀市水口町新城312番地
破産者　有限会社田中車体
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０４号
大津市南小松130番地の２
破産者　株式会社湖西トラスト
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５７号
広島市中区銀山町６番19号
破産者　アイ・ディ・エス株式会社
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６９号
徳島市吉野本町５丁目20番地３
破産者　株式会社スターフード
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
宮崎県都城市広原町11号４番地４
破産者　有限会社そうま化成商事
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１１１１号
福岡市南区高宮４丁目９番39号
破産者　竹島　信之
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１１２号
福岡市早良区室見４丁目８番26―102号
破産者　知久　知明
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１号
福岡市博多区祇園町２番21―1006号、開始決定時の住所福岡市中央区清川３丁目26番18号
破産者　鮫島　真一
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３６９号
佐賀県唐津市神田2409番地４　レジデンス青山101号
破産者　野口　和弘
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部